

指定管理者の選定結果（静岡市美術館）

1 施設の名称

静岡市美術館

2 指定管理者の名称

財団法人静岡市文化振興財団

3 指定期間

平成22年5月1日～平成27年3月31日（4年11カ月間）

4 選定の経緯

（1）募集方法

非公募 単独

（2）申請団体

財団法人静岡市文化振興財団

（3）審査方法

① 審査の種類

書類審査・プレゼンテーション・質疑応答 平成21年12月24日

② 審査委員会

委員長 稲葉 定光（文化スポーツ部長）
委員 白井 嘉尚（市民委員：学識経験者）
" 吉澤 美百（市民委員：公募委員）
" 杉浦 正則（参与兼生涯学習推進課長）
" 西山 祐一（文化財課長）
" 斎藤 誠（スポーツ振興課長）

③ 審査基準

ア 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。

- ・ 静岡市美術館が果たすべき役割、これからの美術館のあり方を踏まえ、施設の設置目的にかなった運営方針が示されているか。
- ・ 施設の設置目的を踏まえた市民の美術文化振興について将来展望を持った運営方針が示されているか。

イ 事業計画が施設の効果的な管理を実現するものであること。

- ・ 展覧会について指定期間内の達成目標を設定し、実施方針が示されているか。
- ・ 計画する展覧会のテーマと内容、実施時期など指定期間を通じてどのように取組むか、概略を提示しているか。
- ・ 重要文化財の展示を考慮した展示計画を立てているか。
- ・ 美術に親しむ市民の拡大を目指した実施方針が示されているか。
- ・ 市民の創作活動を支援する実施方針が示されているか。
- ・ 幅広い年齢層に対する美術教育の実施方針が示されているか。
- ・ 調査研究に関する実施方針が示されているか。
- ・ 美術に関する情報収集及び提供並びに広報活動について、実施方針が示されているか。
- ・ 経費節減のための努力や工夫がなされているか。
- ・ 事業計画に対する収支予算は適切か。

ウ 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。

- ・ 管理運営に必要な人材の適切な配置が見込めるか。
- ・ 施設の維持・管理運営に必要な能力（知識・配置体制）を有しているか。

- ・ スタッフの指導育成、研修計画等が整備されているか。
- エ 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
 - ・ 経理について適切な処理能力を有しているか。
 - ・ 決算収支の状況（経常収支、実質収支）は良好か。

④ 決定方法

各審査委員が、書類審査・プレゼンテーション・質疑応答の結果に基づき、上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(4) 審査結果

① 選定された団体の名称及び点数

財団法人静岡市文化振興財団

87.2点／100点満点（市が設定した最低基準点70点）

② 総評

長期的視野に立ち、幅広いジャンルに亘る展覧会計画の実施方針や専門的学芸員の配置、美術館活動に関する実績に裏付けられた展覧会等の事業計画及び美術作品に対する専門的知識、維持管理能力が高く評価された。

静岡市美術館を管理、運営するにあたり静岡市の美術文化の振興に充分寄与することが可能であり、今後の充実した美術館活動が期待できる。

(5) 指定管理者選定委員会

※リンク参照

(6) 市議会の議決

平成22年3月24日

(7) 指定

平成22年3月24日

(8) 公告

平成22年3月25日